なるほど！ふるさと納税

平成 20 年度から全国的にスタートした「ふるさと納税」。
この制度によって、串間市にもさまざまな恩恵がもたらされています。
その仕組みと串間市の状況についてお知らせします。

ふるさと納税のはじまり

就職や進学を機に故郷を離れ、都会に人口が集中する昨今。故郷を離れる際には、多くの人が住民票を移しています。その結果、都会の自治体に住民税などを払うことになり、故郷の自治体の税収は減少してしまいます。

そこで、都会に住んでいても、自分を育んでくれた故郷に納税できる制度があっても良いのではないか、といった声から生まれたのがふるさと納税です。

仕組みはカンタン！

ふるさと納税は、納税という名称がついているものの、実際には、都道府県、市区町村への「寄付」になります。自分の生まれ故郷だけでなく、応援したい地域などにも寄付金を贈ることができるのが特徴です。そして、寄付のお礼として、その自治体から米や肉などの特産品を「返礼品」として貰うことができます。

さらに、ふるさと納税をすると、寄付をした金額の２０００円を超える部分については所得税・住民税から全額が還付・控除されます（一定の上限はあります）。控除を受けるには原則として、ふるさと納税を行った翌年に確定申告を行う必要があります。

〈 ふるさと納税の仕組み 〉

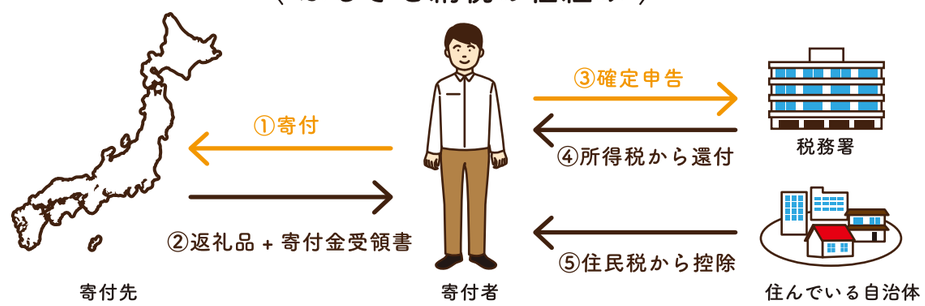

1
任意の好きな地方自治体に寄付を行います。

2
ふるさと納税先団体から返礼品と受領書が送付されてきます。

3
確定申告を行います。

4
所得税や住民税の控除（還付）が受けられ、実質自己負担額を 2,000 円にすることができます。所得税は当年度分から、住民税は翌年 6 月以降分から減額されます。

ふるさと納税 豆知識
ワンストップ特例制度

ワンストップ特例制度は、たった 1 つの条件を満たせば、確定申告をしなくても、寄付金控除が受けられる仕組みです。

＜条件＞
・1 年間に寄付する自治体が 5 箇所以内
※確定申告を必要とする方（自営業者、医療費控除などを受ける）はご利用できません。

まちの活性化に貢献できる

税金は、国や行政が使い方を決めていますが、ふるさと納税では、寄付者が使い道を指定することができます。串間市の場合は次の7つの使途からお選びいただいています。

① 都井岬の振興に関する事業
② 地域文化の伝承及び育成に関する事業
③ 地域産業の振興に関する事業（農林水産業、商工観光など）
④ 自然環境及び地域景観の保全及び活用に関する事業（観光地の整備・維持など）
⑤ 高齢者支援、子育て支援等の福祉向上に関する事業
⑥ 青少年の健全育成と教育振興に関する事業
⑦ その他、目的達成のために必要と認められる事業

〈 串間市の寄付状況 〉

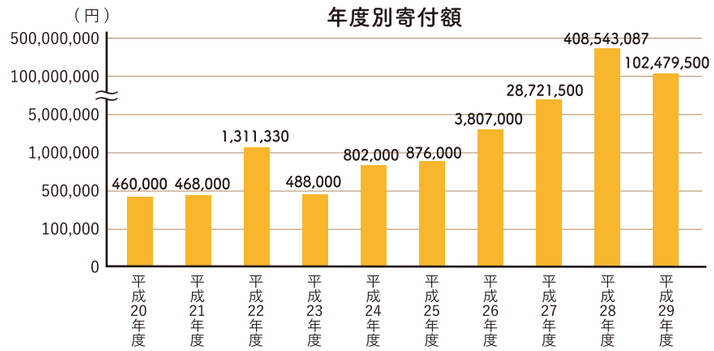

寄付金の各事業への充当について

市では平成20年度から、寄付金から経費などを差し引いた金額を「がんばっどふるさと応援基金」として、積み立てを行っています。その積み立て金から、毎年、各事業に必要額を充当しており、年度ごとに各事業に充当しているのではありません。

串間市ふるさと納税人気返礼品 \ TOP 3 /

※平成29年度

第1位 宮崎牛切り落としとハンバーグのおまけ付き 合計1.4kg

第2位 宮崎牛ロース・ヒレステーキセット（冷蔵）

第3位 厳選したこだわりA5等級「宮崎牛モモ焼肉用A」

ふるさと納税に期待できること

現在の串間市のふるさと納税は、まだまだ満足できる状況ではありませんが、これから、全国の方々に注目してもらえるような仕組み作りに力を入れていくところです。

ふるさと納税が増えることは、市の自主財源が増えることになりますので、寄付者に選んでいただいた事業や、その他の事業に寄付金を充当することでまちの活性化が図れます。また、寄付が増えることで返礼品もおのずと増えるで、地域産業の活性化にもつながります。さらに、串間市を知ってもらうことで観光客の増加も見込めるでしょう。

市民の皆様には、県外にお住まいの家族や親せき、知人でふるさと納税を考えている方がいたら、ぜひ串間市への寄付を勧めていただきたいと思います。まちの振興のためにもご協力をよろしくお願いいたします。

〈お問い合わせはこちらまで〉
総合政策課 地域振興係
☎0987-72-11111

総合政策課 地域振興係 **尾前（おまえ） 孝憲（たかのり）さん**